

はじめに

本町では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項から同条第 3 項（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、関係行政機関や交通関係団体、そして町民との密接な連携のもと、様々な交通安全対策を推進してきました。

その結果、平成 21 年 2 月に発生した痛ましい交通死亡事故を最後に、これまで交通死亡事故ゼロを継続しており、令和 7 年 2 月に 16 年間継続という節目をそして、令和 7 年 7 月には 6000 日間継続という新たな節目を迎えました。

今後も、交通死亡事故ゼロの記録を末永く継続することで、「安全・安心なまちづくり」を交通政策から展開していけるよう、積極的な交通安全啓発活動に取り組む必要があります。

一方、交通事故自体は町内の各所で発生している状況であり、今後も一層の交通環境の整備と交通安全思想の普及に取り組むなど、本町における交通事故の特徴に応じた総合的な防止対策を講じなければなりません。

こうしたことから、本町では、国の第 11 次交通安全基本計画及び県の第 11 次埼玉県交通安全計画に基づくとともに、現在策定中の国の第 12 次交通安全基本計画及び第 12 次埼玉県交通安全計画に留意し、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に取り組む交通安全に関する施策の基本的な指針として、「第 12 次鳩山町交通安全計画」を策定しました。

本町では、この交通安全計画に基づき、関係行政機関や交通関係団体、そして町民と密接に連携し、交通の状況や地域の実態に即した交通安全対策を総合的かつ効果的に推進します。